政　令

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十一月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百七十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項第四号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「社団法人全日本ダンス協会連合会（昭和六十年五月三十日に社団法人全日本ダンス協会連合会という名称で設立された法人をいう。次条において同じ。）又は財団法人日本ボールルームダンス連盟（平成四年三月二十四日に財団法人日本ボールルームダンス連盟という名称で設立された法人をいう。次条において同じ。）」を「ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に実施することができると認められる法人」に改める。

第一条の二中「社団法人全日本ダンス協会連合会又は財団法人日本ボールルームダンス連盟が前条に規定する」を「前条の規定により指定された講習を行う法人が当該」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第一条の規定により指定されている講習は、この政令の施行の日に、この政令による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第一条の規定により指定されたものとみなす。

内閣総理大臣　野田　佳彦

予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十一月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百七十五号

予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の十五中「相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十一条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十八条の二第一項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号。以下この条において「平成七年改正法」という。）による改正前の租税特別措置法第七十条の十第一項（平成七年改正法附則第三十六条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定による物納に係る」を削り、「あわせて」を「併せて」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　城島　正光

内閣総理大臣　野田　佳彦

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十一月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百七十六号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。